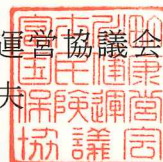


富士国運協発第 2 号
令和 8 年 2 月 12 日

富士川町長 望 月 利 樹 様

富士川町国民健康保険運営協議会
会 長 中 澤 良 夫



富士川町国民健康保険における子ども・子育て支援金分の
令和 8 年度税率について（答申）

令和 8 年 1 月 29 日付け富士町国発第 1 - 46 号で諮問のありました、この
ことについて、慎重に協議した結果、次のとおり答申します。

なお、実施の際には、以下の事項に留意するよう併せて要望します。

1 答申事項

①子ども・子育て支援金を含む令和 8 年度富士川町国民健康保険税率等の改定
については、県から示された「令和 7 年度標準保険税率（市町村算定方式）」を
参考とし算定する。

②県内他市町村に比べ保険税率等が高い水準にあること、また、町の国保財政
は黒字が続き安定していること等から、子ども・子育て支援金分の課税は実施
し、医療分の税率を引下げ、全体の税負担額については据え置きとする。

③今後の、社会情勢や市町村標準保険税率の変動により町国保財政の状況を
十分に勘案し、計画的かつ適正で段階的な税率改定を行う。

以上のことから、次のとおり答申します。



記

1 富士川町国民健康保険における、子ども・子育て支援金分の令和8年度税率について

(1) 基礎課税額（医療保険分）の改定

ア 所得割額	100 分の 7.8 を 100 分の 7.5 に改める。
イ 均等割額	25,500 円を 24,200 円に改める。
ウ 平等割額	26,300 円を 25,500 円に改める。

(2) 後期高齢者支援金 据え置き

(3) 介護納付金 据え置き

(4) 子ども子育て支援金（新設）

ア 所得割額	100 分の 0.3
イ 均等割額	1,200 円
ウ 平等割額	800 円
エ 18 歳以上均等割	100 円

(5) 適用の期日

令和8年度分の国民健康保険税から適用する。

以 上